

亀山市告示第15号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第2項の規定により、地域まちづくり協議会の設立に係る届
出事項の変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次の
とおり告示する。

令和元年5月28日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 変更の届出があった地域まちづくり協議会の名称
城北地区まちづくり協議会
- 2 変更があった事項
代表者の氏名
変更前 若林 庄二
変更後 服部 勝弘
- 3 変更年月日
平成30年4月21日